

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの期間及び48年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年3月まで  
② 昭和48年6月

昨年、ねんきん特別便がきて、私の国民年金の納付記録が昭和44年6月から45年3月までの期間及び48年6月分が未納となっていた。

社会保険事務所（当時）に出向き確認してもらったが、納付記録が無く、この期間は妻が納付済みとなっているのに私の分だけ未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録を見ると、申立人は昭和44年1月22日に厚生年金保険の適用事業所を退職後、すぐに国民年金への加入手続を行い、同日に国民年金被保険者資格を取得、同年6月1日に資格喪失し、その後45年4月1日に被保険者資格を再取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間（平成10年6月18日に国民年金保険料の未納期間として記録訂正）とされていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①において、申立人は自営業を営んでおり、他の被用者年金制度に加入した形跡は見当たらず、本来、申立期間については、国民年金の強制適用被保険者となるべき期間であり、当該期間の被保険者資格が喪失とされる合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和44年度の国民年金保険料の納付記録が12か月から2か月に変更されており、一時は納付済みとされて

いたことが確認できるものの、変更された理由は記載されておらず不明な上、還付された形跡も見当たらないことから、申立人の記録に不自然な点がうかがえる。

さらに、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人及びその妻は、当該申立期間①前後における自営業は順調で、経済状況や生活に大きな変化もなかったとしており、当該期間の国民年金保険料を未納とする特段の事情も見当たらない。

申立期間②については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録から、当初、当該期間の国民年金保険料は昭和46年10月から49年3月まで納付済みとなっていたが、その後、厚生年金保険の加入記録と重複することが判明し、46年10月から49年3月までの国民年金保険料を51年5月21日に還付処理したことが確認できる。

しかしながら、申立期間②における申立人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立人は昭和46年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得、48年6月29日に資格喪失し、同年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、本来、当該申立期間については、国民年金の強制適用被保険者となるべき期間であり、前記のとおり国民年金保険料が納付されていたことから、国民年金の被保険者期間として取り扱うべきところ、保険料の還付手続が行われ、未加入期間（その後未納期間）とされていることについては、当時の行政側の事務処理に不手際があったものと認められることから、当該申立期間については、国民年金保険料納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料について日本年金機構から、納付事実が確認できない旨回答があった。昭和47年当時については、父が納付か申請免除しているはずである。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納になっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、その妻と共に国民年金制度が発足した昭和36年4月初から国民年金に加入し、保険料をすべて納付済みである上、46年度からは付加保険料も併せて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年\*月に払い出され、20歳到達時点の同年\*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、63年に記録追加されるまでは、45年\*月から47年3月までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の48年4月から55年3月までの期間について申請免除期間となっていることが確認できることから、保険料の納付意識の高かった申立人の父が、申立人に係る昭和48年度の免除申請手続を行う時点において、申立人の申立期間の保険

料は現年度納付あるいは過年度納付が可能であったものと推認されることから、当該期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までについては、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 57 年 3 月まで

昭和 57 年 3 月までは国民年金は未納だったが、自宅事務所を 2 回訪れた A 町役場（現在は、B 市）C 課の D 氏と E 氏に、「老後のために未納分を納付して下さい。」と言われたので、未納分を 2 回に分けて C 課の窓口で納付した。納付した金額は定かに記憶していないが、納めたはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を 2 回に分けすべて納付した。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 56 年 4 月であることが確認でき、同時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、「A 町役場 C 課の D 氏と E 氏が二度訪れて、「将来のために未納分を納付してください。」と言ったので未納分を納付した。」と主張しているものの、当該二人が A 町役場 C 課に勤務していたのは、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までであることが確認できる上、E 氏の証言から二人が戸別訪問した時期は 59 年の春ころであり、その時点においても、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和 59 年 3 月分と同年 9 月から 60 年 3 月分までの国民年金保険料を 2 回に分け過年度納付したことが確認できることから、申立人が「未納分を 2 回に分け納付した。」と主張しているのは、当該過年度納付分であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年5月まで  
申立期間について、未納期間となっているが、私はそれ以前から国民年金に任意加入し、保険料を納付してきた。この期間が未納となっていることに納得できないので申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。」と主張しているものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、具体的な保険料の納付時期及び納付方法等の記憶も曖昧である。

また、申立人は、「時期は不明だが、A市役所から国民年金の未納期間があるとの連絡を受け、領収書を持参してA市役所へ行ったところ、了解してくれたので、納付済期間として処理されたものと思っていた。」と主張しているものの、A市役所では、「当時の記録が無く、分からない。」と回答している上、申立期間当時の国民年金保険料の納付は、被保険者が保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付する印紙検認方式による納付方法であることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでも、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人には国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無く、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録を見ても過年度納付及び特例納付を行った形跡も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月から 46 年 2 月まで  
(日付不詳)  
② 昭和 46 年 4 月から同年 11 月まで  
(日付不詳)  
③ 昭和 47 年 4 月から同年 11 月まで  
(日付不詳)  
④ 昭和 48 年 4 月から同年 11 月まで  
(日付不詳)

申立期間について、社会保険事務所（当時）に記録照会したところ、厚生年金保険加入記録が確認できない旨の回答をもらった。しかし、申立期間①当時、A 県の B 社又は C 社で勤務し、健康保険証をもらい通院した記憶がある。また、申立期間②、③及び④当時、D 県の E 社で各種の大型特殊免許を取り運転していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な業務内容に関する記憶及び元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が B 社又は C 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B 社及び C 社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記簿でも当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚についても、申立期間に係る厚生年金

保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人及び同僚は、当時の事業主、役員、事務担当者について覚えておらず、当時の厚生年金保険の加入、保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

申立期間②、③及び④について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がE社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時、季節労働者については、失業保険と健康保険の加入はあったが、厚生年金保険の加入は無かったようだ。」と回答している上、同事業所が保管していた昭和51年の労働者名簿を見ると、季節労働者については、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚3名は、「申立期間当時は季節労働者は厚生年金保険に加入していなかった。健康保険はF国民健康保険だったと思う。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 11 日から 46 年 1 月 1 日まで  
私は昭和 45 年 9 月 11 日から 48 年 2 月末日までA社（46 年 1 月 B 社に名称変更）に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の記録が漏れているので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は平成 14 年 11 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当時の事業主及び事務担当であった事業主の妻に問い合わせたところ、「関係書類はすべて焼却しているため、分からない。」としており、関係資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、申立人が名前を挙げた元同僚を含む複数の従業員は、「申立人の給料から厚生年金保険料が差し引かれていたかは分からない。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は、確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ころ(月日不詳)から32年12月まで  
(日付不詳)

中学校を卒業後、A市のB社に勤めていたとき、仕事で負傷しC病院に行ったことがあり、健康保険証を使った記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと思う。D丸が沈没した事故のことを、会社で話した記憶があるので、そのころ勤めていたと思う。

申立期間すべてを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元同僚の一人は、「当時は厚生年金保険に加入していた人と、加入していない人がいた。」と供述しているほか、申立人が厚生年金保険に加入しているはずだとして、名前を挙げた元同僚14人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できるのは4人であり、一緒に勤務したとする申立人の姉の加入記録も確認できないことから、当該事業所では、必ずしも採用時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に他界しており、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 1 日から 51 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 51 年 7 月 17 日から 58 年 10 月 26 日まで  
③ 昭和 59 年 8 月 1 日から平成 11 年 6 月 1 日まで  
④ 平成 11 年 6 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

申立期間において、事業所が届け出た標準報酬月額が実際の金額より低いので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の当時の担当者は、「従業員に支払った給与支払額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ることが常態となっており、厚生年金保険料については、当該社会保険事務所に届出た報酬月額に基づく標準報酬月額から算定した保険料を従業員の給与から控除しており、従業員も承知していたはずである。」、「A社及びB社は同族会社であり、両者とも社会保険については同じ状況だった。」と供述している上、申立人が元同僚として名前を挙げた三人のうち一人は、「標準報酬月額から算定された保険料が給与から控除されていた。」と証言している。

また、申立期間④のうち、平成 12 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された平成 12 年分源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立人は、前述の平成12年分源泉徴収票以外に、給与明細書等の資料を所持していない上、A社及びB社は、いずれも「当時の関係資料は保存年限満了に付き廃棄済みで、不明である。」と回答していることから、当該期間における保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

加えて、申立人の標準報酬月額そきゅうの記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。